

令和2年第2回高浜市議会臨時会会議録

令和2年第2回高浜市議会臨時会は、令和2年5月1日  
午前10時高浜市議場に招集された。

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第28号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第2回）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	荒川 義孝	2番	神谷 直子
3番	杉浦 康憲	4番	神谷 利盛
5番	岡田 公作	6番	柴田 耕一
7番	長谷川 広昌	8番	黒川 美克
9番	柳沢 英希	10番	杉浦 辰夫
11番	北川 広人	12番	鈴木 勝彦
13番	今原 ゆかり	14番	小嶋 克文
15番	内藤 とし子	16番	倉田 利奈

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長	吉岡 初浩
副 市 長	神谷 坂敏
教 育 長	都築 公人
企 画 部 長	深谷 直弘
総合政策グループリーダー	榑原 雅彦
総 務 部 長	内田 徹
行政グループリーダー	板倉 宏幸
財務グループリーダー	竹内 正夫
財務グループ主幹	清水 健
市 民 部 長	磯村 和志

経済環境グループリーダー 田 中 秀 彦

経済環境グループ主幹 東 條 光 穂

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長 大 岡 英 城

副 主 幹 神 谷 直 子

主 査 杉 浦 幸 宏

議事の経過

○議長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

令和2年第2回高浜市議会臨時会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、公私とも大変お忙しいところ、皆様方の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日の出席者におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、市長を初め、三役、そして議案に関連する部長及びグループリーダーと主幹のみの出席とさせていただきました。よろしく御理解をお願いいたします。

本臨時会に提案されます案件につきましては、厳正かつ公平なるご審議を賜りますよう、お願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

---

午前10時00分開会

○議長（北川広人） ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和2年第2回高浜市議会臨時会は成立いたしましたので、開会をいたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 令和2年第2回高浜市議会臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、臨時会の招集をさせていただきましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集をいただきまして、誠にありがとうございました。日ごろより市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼を申し上げます。

本日、提案をさせていただきます案件は、新型コロナウイルス感染症対策に関わります特別定額給付金の給付並びに休業要請に係る協力金及び信用保証料補助金の交付を速やかに行うための補正予算1件でございます。

詳細につきましては、総務部長より説明をさせていただきますので、慎重に御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいた

します。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

---

午前10時02分開議

○議長（北川広人） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり、決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（北川広人） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、16番、倉田利奈議員、1番、荒川義孝議員を指名いたします。

---

○議長（北川広人） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、鈴木勝彦議員。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 登壇〕

○議会運営委員長（鈴木勝彦） おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日、招集されました令和2年第2回高浜市議会臨時会の運営につきましては、去る4月30日に委員全員出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

当局より提示されました案件について検討いたしました結果、会期は本日1日間とし、議案の取扱いにつきましては、議案上程、説明、質疑、討論、採決の順番で行い、委員会付託を省略して全体審議で願うことに決定いたしました。

本臨時会が円滑に進行できますよう、格段の御協力をお願い申し上げまして、報告といたしま

す。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（北川広人） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

---

○議長（北川広人） 日程第3 議案第28号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第2回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） それでは、議案第28号 令和2年度一般会計補正予算（第2回）につきまして提案理由を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ51億7,550万4,000円を追加し、補正後の予算総額を222億5,250万4,000円といたすものであります。

18ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款2項1目総務費国庫補助金は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施する特別定額給付金事業に伴い、特別定額給付金給付事務費補助金4,674万5,000円及び同事業費補助金49億3,500万円をそれぞれ計上いたすものであります。

15款2項6目商工費県補助金は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、愛知県とともに実施する新型コロナウイルス感染症対策企業支援事業に伴う新型コロナウイルス感染症対策協力金交付事務費補助金42万7,000円及び同事業費補助金6,775万円をそれぞれ計上いたすものであります。

18款1項1目基金繰入金は、今回の補正の財源調整として財政調整基金繰入金1億2,558万2,000円を増額いたすものであります。

20ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

2款1項21目特別定額給付金給付事業費は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための外

出自粛等による経済活動への影響に伴い、家計への支援を行うとともに、地域経済対策の助けとなることを目的に、1人当たり10万円を給付いたすものであります。具体的な内容は、報償金として、独居世帯の方や外国人の方の受付を支援するための協力等謝礼155万円、手数料として口座振込手数料ほか1,170万2,000円、委託料としてシステム開発業務委託料646万8,000円及び特別定額給付金給付支援業務委託料1,966万円、交付金として特別定額給付金として49億3,500万円などを計上いたしております。

7款1項2目商工業振興費の1、中小企業支援事業は、新型コロナウイルス感染症対策として、愛知県経済環境適応資金融資制度が拡充されたことに伴い、信用保証料補助金を5,090万4,000円増額いたすものであります。12、新型コロナウイルス感染症対策企業支援事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、愛知県の休業協力要請に応じて、休業または営業時間の短縮に御協力いただいた事業者の方に対し、協力金を交付いたすものであります。具体的な内容は、手数料として新聞折り込み及び口座振替手数料13万7,000円、委託料として新型コロナウイルス感染症対策協力金交付支援業務委託料60万円、補助金として新型コロナウイルス感染症対策協力金1億3,550万円及び理美容業協力金として650万円をそれぞれ計上いたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北川広人） これより質疑に入ります。

質疑においては、補正予算書及び説明書あるいは主要新規事業等の概要ページ数を指し示していただきまして、本日の議案の範囲を超えないように御注意をいただき、質疑をしていただきたいと思っております。

3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） では、主要新規の3ページのほうで、まずちょっと特別定額給付金事業について何点かお聞かせください。

まず、こちらなんです、高浜市内で4月27日が基準日となっておりますが、その時点で高浜市内での対象者数と世帯数はどれくらいなのか。それと、こういったものは世帯別に世帯主に送られるのかということをお聞かせください。

○議長（北川広人） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 令和2年4月27日時点での高浜市の住民基本台帳に登録されている方の人数、対象者となりますが、対象者数は4万9,314人となっております。世帯数については2万999世帯となっております。

ただ、届出の関係で、こちらは具体的には4月27日より前に生まれたんですが、届出の提出が4月27日以降になってしまった方なども今回は対象になってくるために、若干の対象者数については変動があるかもしれないということで御了解をいただけたらと思っております。

あと、今回特別定額給付金の送付先ですが、原則世帯主というような形でお送りをさせていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。

次は、なかなか今経済活動が止まってお仕事等、そして給料等なかなか困っている方もみえると思います。そんな中でこの事業が速やかに進んで給付されることが望まれますが、先ほどの説明の中にもありましたが、この申請書が来る前にもっと早く頂きたいという実際に困っている方がみえると思います。そういった方々に対してどういうふうな手続を取られるのか具体的にあれば教えていただければと思います。

○議長（北川広人） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 今回特別定額給付金の申請方法につきましては、原則郵送による申請とオンラインによる申請の2通りとなっております。ただ、今議員言われるように、今回の事業の目的にもあります給付を迅速に実施するために、お急ぎの方に対しましては、申請書の様式をホームページでダウンロードできるようにいたします。そちらを活用して、全てこれは手書きということになってしまいますが、申請を頂いていこうかなと、できるようにしていこうかなと考えております。こういったダウンロードして手書きで行うという手法については、千葉県の市川市や松戸市でも既に行われておりまして、郵送による申請書が届くまでの間でお急ぎの方用の対応ということで実施をされております。本市においても郵送による申請書の発送が完了次第、この手書きによる手続については、続けておくとそのまま重複といったようなミスも発生してくるおそれがありますので、その時点で終了を予定をしております。また、あとマイナポータルというマイナンバーカードを持っていらっしゃる方についてのオンライン申請については、一応今日から高浜市も申請の受付が開始しているという状況になっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。なるだけ早い手続のほうをお願いしたいと思いません。

それで、今も話がありましたが、今日から受付がされるということなんですが、大ざっぱでいいんですが、じゃ、今日申請持ってきましたといったときに、もう最短で大体どれぐらいの給付になるのかというのがもう大ざっぱでいいです、まだ。分かれば教えていただければと思います。

○議長（北川広人） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 今最短でというようなお話ございました。手続等をしていただいて、こちらで届いたものについては随時審査をして、交付決定をしていくような形になりまして、今考えておる最短については、大体一番最初の給付ができるのが20日ぐらいになればいいのかなと

というような形で考えてございます。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。重複等いろいろとあってはならないと思いますので、慎重に、そして速やかにお願いしたいと思います。

別のちょっと質問ですが、今回皆さん全員に10万円ということなんですが、その中でもやはり実際そんなには私は困ってない、本当に困っている方に使ってほしいという声もあります。そんな中で、この対策の給付金ですが、これを寄附したいという声を少なからず聞いております。そういったところについて高浜市ではどういった対応されていくのか、もしくはそのお金をためておいて、この新型コロナの対策に対しての基金にしてはどうかと思うんですけども、そういった考えがあるのかどうか教えてください。

○議長（北川広人） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 今御質問いただきましたように、今回の感染症関連目的への寄附をしたいという方がみえましたら、現時点では一般寄附として受付をしていきたいと考えております。寄附いただいた金額については内部でしっかり管理をして、経済支援対策等の取組に充当していくということができればと考えております。ただ、そのような声ですね、寄附金が多くなってくるようなことがございましたら、しっかりと基金を設置していくことも検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。いろいろと柔軟にお願いしたいと思います。

今緊急事態宣言が出されていて、国のほうでもこれを延長するかどうかという今議論がされていると思いますが、高浜市でもやっぱりこれから今回の補正だけではなく、いろいろな補正等がまた今後も出てくるかと思えます。そういった中で、やはり財源というものは限られてますので、ふるさと応援寄附金等の制度を利用しての寄附を集める、そういった考えはあるのかお聞かせください。

○議長（北川広人） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） ふるさと応援寄附金の制度の活用ということでございますが、他の自治体でもそのように取り組まれていくと言われている事例もお聞きをしております。高浜市におきましても、昨年度になりますが、ふるさと応援寄附金の活用の使途をSDP活動だとか、市制50周年記念事業に特定をして寄附できるというようなことも実施をしております。同様にふるさと応援寄附金の活用使途に新型コロナウイルスに対する経済支援等の取組というところに使ってほしいというような枠組みを設定をして、高浜出身の方だったり、高浜出身の方で今はほかの市町村へ出られてしまった方だったりとか、高浜にゆかりのある方、そういった方からふるさとを応援するような形でふるさと応援寄附金の制度を活用していけるような取組も考えていけ

たらと考えてございます。

○議長（北川広人） ほかに。

1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） 主要新規事業の4ページ、補正予算書21ページ、7款商工費、中小企業支援事業についてお聞きいたします。

主要新規事業の概要の対象に新型コロナウイルス感染症対策の影響を受ける事業者とありますが、非常に多くの申請が見込まれることと思います。融資に対する審査の過程はどのようになっているのか教えてください。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G（田中秀彦） 中小企業の皆さんが借入れを起こすに当たり、信用保証料補助の対象になるかどうかは事前に市が認定を行ってまいります。認定に当たっては、前月の売上実績と当月及び翌月の売上げ見込みを算出していただきます。次に、前年同月比と新型コロナウイルスの影響によりどれだけの落ち込みがあるかを審査します。おのおの落ち込み比率により市が発行する認定書を融資を受けようとする金融機関へ提出いただく流れになります。もちろん金融機関及び信用保証協会もそれぞれ書類審査を実施し、最終的には保証料を信用保証協会へ納めた後、市へ保証料の補助申請を行うこととなります。

○議長（北川広人） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） それでは、次に移らせていただきます。

主要新規事業の5ページ、補正予算書21ページ、7款商工費、新型コロナウイルス感染症対策企業支援事業についてお聞きいたします。

こちらですが、休業協力要請の対象となる業種や施設が非常に分かりにくいという声を聞いております。本市におきましてはどのような対応を考えているのか。また、これまでどれぐらいの問合せがあったのか。そして、事業内容にAとして50万円は中小企業等に、Bとして10万円は理美容事業者（市単独事業）と記載がありますが、支給の方法に違いがあるのか教えてください。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G（田中秀彦） 協力金の対象事業者については、愛知県が設置した専用電話へ多くの問合せがあり、随時その内容をホームページでも公開していくと伺っております。私どももその内容を注視して事務を進めていく考えです。また、商工会へ申請受付の一部を事務委託することにより、中小企業の方々と密接した対応ができると考えております。

次に、これまでの問合せの件数ですが、知事の記者発表があつてから1日四、五件程度の問合せがあります。

最後のAの50万円、中小企業者等、B10万円、理美容業者への支給の違いですが、Aについては市が50万円を申請された事業者への口座へお支払いします。その後、県から2分の1の補助金

が市へ交付されるという流れになります。一方で、Bについては、市と県がおのおのの10万円を理美容業者に支払うことになります。ただし、理美容業者に対する休業協力金の詳細につきましては、愛知県からまだ発表されておられません。

○議長（北川広人） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。

理美容業者につきましては、本市独自の対応で計上いただいていることが分かりました。中でも対象外の事業者が多数ある中で、本市ではかわら美術館、図書館、公民館等、様々な場所で乃村工藝社でありますとか図書館流通センター、高浜総合サービス、TSCなど、様々な業者によって委託で運営されています。現状どのような対応をしているのか教えていただけますとともに、また、契約条項等、このような不測事態について明記がされているのでしょうか。もし明記がされているのであれば、どのようにされているのか教えてください。そして、今後継続して緊急事態宣言が延長された場合、どのような対応をされていくのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 今美術館、るる施設の名前が出てまいりましたが、実は御承知のとおり、5月6日、当初は今月の6日まで休館及び利用の中止ということで予定をしておりましたが、4月24日に県のほうから、小・中学校の休校の要請というのが参りまして、我々は市の対策本部会議の中で協議をした結果、5月31日まで先ほど議員が申された施設も同じく休館及び中止をしていくということに要請をして、決定をしておるところでございます。今指定管理者でありますとか委託業者に対する、いわゆる休業の手当の取扱いということでお尋ねになったと思いますが、担当部署においては、既に各事業者さんのほうにお話をされておまして、協議をしております。今後ちょっと今手元にその契約の中身の部分まで持ち合わせておりませんので、お答えはできませんが、いずれにいたしましても、市のほうからこういった形で休業要請をしておるといってもございますので、そういった部分についてはきちんと業者さんのほうにお話をさせていただいて、手当ををしていく形になろうかと思っております。

それと、また今後これが続くかというお話でございますが、今のところで、すぐどういった形でということは持ち合わせておりませんが、しかしながら、今も今回上げさせていただいた経済対策という形で国や県の制度、毎日のように新聞報道では市独自の制度等も出されております。私ども先ほど3番議員もおっしゃっていただいたとおり、財源との関係もございしますが、部長の実行宣言やアクションプランの中にも書かせていただいております。既存事業でありますとか、今年度予定をしておる事業、そういったものも一度中身を見直す。そして、この数カ月間もう中止になっておる事業もありますので、そういったところを踏まえながら、そういった財源の捻出も踏まえて、そういった支援のほうの一助になっていけたらなというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（北川広人） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。

それでは、この協力金の申請期間でございますが、5月7日から6月末と愛知県が公表しておりますが、本市におきましては、申請の受付期間はどのようになっているのか。また、いつ頃お金のほうが振り込まれるのか。そして、受付窓口によくの事業者が申請にみえることが予想されます。どれくらいの申請件数を見込んでいるのか。また、申請者が窓口へ訪問されるときに3密への対応はどのように考えているのでしょうか、お願いします。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G（田中秀彦） 今回の新型コロナウイルス感染症対策給付金の申請受付期間は5月7日から6月30日までとし、当面の間、市役所の会議棟に受付窓口を設置する予定です。

次に、申請書類を受理しましたら速やかに内容を審査し、交付が決定した場合は、申請からおおむね2週間後に協力金の支払いができるように事務を進める考えです。

続きまして、協力金の申請件数につきましては、愛知県が事業者統計を基に算出しており、271件で予算を計上しております。

最後に、協力金の申請は原則郵送での提出をお願いしていますが、申請者が窓口を訪れることも想定されます。そこで、窓口が混み合っている場合には受付で来庁者の電話番号等をお伺いし、順番が来るまで車等で待機していただくことを考えております。

○議長（北川広人） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。

最後になりますが、先ほどと重複しますが、この事業に関してお聞きします。

緊急事態宣言の延期が決定された場合の御対応、それから、あまり好ましくありませんが、不正受給などの対応はどのように考えているのでしょうか。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G（田中秀彦） 最初の緊急事態宣言の延期が決定した場合は、愛知県からの指導及び対応に沿った事務を行う予定でございます。

次の不正受給への対応は、協力金の申請時に誓約書の提出が義務づけられています。この誓約書の内容に違反したと認められる場合は、協力金の交付決定を取り消すことができます。また、既に協力金が交付されているときは、期間を定めて返還を命ずることもできます。県の休業協力要請期間中、事業を休止または営業時間を短縮しているかどうかをしっかりと審査してまいります。

○議長（北川広人） ほかに。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 5点ほど質問させていただきたいと思います。

まず1点目、補正予算書の21ページ、2款1項21目特別定額給付金給付事業についてですが、こちらの報償金のほうで独居世帯訪問協力謝礼、それから外国人受付支援謝礼ということが予算として載っております。こちらはこういった方々へ謝礼を行うのか、また独居の方、外国人の方への対応はどのようにされるのかというところをまずお聞きしたいと思います。

○議長（北川広人） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 今御質問いただきました独居世帯、訪問協力謝礼と外国人受付支援謝礼についてでございますが、この独居世帯訪問協力謝礼、こちらにつきましては、以前定額給付金という制度がございました。そのときにも独居世帯の高齢者の方々については民生委員さんがいつもの見回りの中で、その申請書の書き方等々を指導、支援をしたというような実績がございました。今回なるべく接触を減らすという点はございますが、申請ができたそういった高齢者の方々はいいんですけれども、ちょっとできずに困ってしまっているような方については、今回も民生委員さんをお願いするかどうかはまだ決めてございませんが、あと、まちづくり協議会の方とか、そういったようないろいろな方のところに御支援いただきながら、申請漏れがないように高齢者の方々をケアしていきたいなと思っております。

あと、外国人受付支援謝礼ですが、今回、これも以前ありました定額給付金のときも外国人の方の受付については相当苦慮したと聞いてございます。ただ、それから10年余りたって外国人の方もかなり高浜市は増えました。そういった形で外国人の方がいろいろ申請に困られるということも想定がされますので、昨年中に多文化共生の推進の連携協定を締結しました公益社団法人トレーディングケアさん、今少しお話をさせていただいております、申請に困った外国人さん、ひょっとしたら窓口にみえてしまうかもしれませんが、そういったときに少し対応を協力いただけないかというようなところで今現在話をしております。よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今の答弁に関連して、こちらの予算で上がっている金額なんですけれども、どのような契約によってこの金額、予算のほうをつけられたのか教えてください。

○議長（北川広人） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） こちらの積算につきましては、対応1件当たり1,000円というような形での設定としております。よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） ありがとうございます。

今の特別定額給付金給付事業なんです、一番受け取るのが難しいかなと思われる方がDV被害者の方かと思われ。その方の申請については、DVの被害を受けているということで、申し出て、申請期限があるようなのですが、こちらよく調べると、期限後も受付可能ということのようなんです。ただ、これをなかなか知っていただく、きちんと手続をして給付金を受け取っ

ていただくということが大切なのかなと思うんですけども、この件についてのアナウンスの方法なり対応なりはどのようにされるか教えてください。

○議長（北川広人） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） DV被害の関係のところでございますが、通常の申出期間については4月24日から4月30日までということで既に終了しておりますが、4月30日を過ぎても申出を受け付けているというところがございますので、今後もそういった申出があれば随時受け付けていくのですが、今言われたように、広報という周知というところなんです、一応申請漏れもないようにということで、7月と8月の広報たかはまのほうに申請漏れありませんかというようなことや、そういったDVの関係ですね、そういったような方は申出をすることによって別に受給もできますというような、そこら辺のこういった特別定額給付金に関する御案内の記事を7月1日号、8月1日号の広報に掲載をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 次に、7款1項2目の商工業振興費の新型コロナウイルス感染症対策企業支援事業の委託料の件なんです、先ほどの答弁の中で商工会に委託するようなお話がございました。商工会のほうで、またこの委託料の内容につきましての積算について教えてください。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G（田中秀彦） 今回商工会への委託の積算ですが、1件当たり今3,000円で交渉のほうをさせていただいております。

○議長（北川広人） ほかに。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今の支援事業の件なんです、県のマスコミ発表では、まず何か県独自の事業かと理解する方々が多かったのではないかと思います。この施策について事前の打診があったかどうかの点も含めまして、分かる範囲で時系列で経緯について教えていただきたいと思います。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G（田中秀彦） 最初の記者発表から順番に御説明いたします。

4月16日の木曜日ですが、大村知事から休業要請に関わる協力金についての記者発表があり、翌週の4月23日木曜日に愛知県西三河総合庁舎において各自治体向け説明会が実施されております。ここで正式に制度の概要、交付要綱、支給申請マニュアル、市町村担当者向け質疑集等の説明がございました。加えて、休業申請期間後は、各市町村において準備が整い次第、早期に申請受付を開始をしてほしい旨の説明がございました。5月7日から受け付けできるように関係機関との調整を図りながら準備を進めている現在でございます。

一方で、理美容業者に対する休業協力金につきましても、4月23日木曜日に愛知県から発表があり、翌24日金曜日に交付対象が拡大されております。ただし、こちらの休業協力金につきましては詳細が決まっているわけではなく、連絡を待っている状況でございます。

○議長（北川広人） ほかに。

6番、柴田耕一議員。

○6番（柴田耕一） 1つお聞きしたいんですけれども、まず中小企業支援事業についてですけれども、ある程度製造業さんなりのお話を聞いていると、5月、6月ぐらいまではある程度仕事はあるけれども、7月、8月以降が、早い人は6月以降は仕事がないと。それも全然全くのお話が上のほうというのか、下請さんに聞くと、トヨタ系の事業のほうのお話がないことで困っておみえになるということをよく伺いますけれども、そこら辺で中小企業の支援事業の期日が、受付が6月30日までということになっておりますけれども、ここら辺日を延ばすことができるのか。それとも県や何かの関係でまた二弾、三弾があるのか、そこら辺のことをちょっと確認だけお願いします。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G（田中秀彦） 今回50万円を給付する事業につきましては、一応6月30日が期限となっております。これについての延期につきましても、現時点ではちょっとお話がない状況です。さらに恐らく次の二の矢、三の矢のお話かと思うんですが、そちらについては愛知県のほうは一応検討はしておるといってお話は聞いてはおるんですけれども、具体的にじゃどういような形でというのは今はまだ連絡が来てないので、それに沿って高浜市のほうも進めてまいりたいと思っております。

○議長（北川広人） ほかに。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 私もちょうどお願いします。予算書及び説明書の21ページですが、今の中小企業支援事業のところで新聞折り込みなどで周知していくというお話が出ましたが、これはいつの予定なのかということと、それから、先ほどの理美容の関係ですが、23日に発表があつて、24日の夜からというような話で、非常にお店の方たち、混乱されたんですけれども、最初、組合加盟の方のみという話で、その後、組合に入っていない方たちもかなり抗議があったようで、そういう方たちも含むというふうに変更になったようですが、その点での何か説明というか、そういうのはどういふふうになっているんでしょうか。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G（田中秀彦） 1点目の新聞の折り込み広告、折り込みチラシの件でございますが、まず最初、知事の記者会見やホームページ、あと商工会からの周知等で図っておきます。今考えているのは5月20日以降、30日ぐらいまでの間でこの手続についての申請漏れはないですかとい

うような形でチラシのほうを配ることを考えております。

あと、理美容の対応でございますが、こちらについてもちょっと私どもも正直混乱したところがございますが、やはり幅広く理美容の方もこういった給付金を頂くという形でございますので、組合に加盟されていない方も含めて高浜市では対応していくことと考えております。

○議長（北川広人） ほかに。

9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） まず、特定給付金給付事業のところちょっと出てない部分も聞きたいなと思うんですけども、今回基準日が4月27日ということなんですけれども、4月27日以降に亡くなった方があった場合というのはどういった申請方法になるのか。一応給付はされるというふうには聞いているんですけども、基準日以降。

○議長（北川広人） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 今議員言われたように、27日が一応基準日になっております。それ以降でお亡くなりになられた方についても構成世帯のところ打ち出しが出て郵送をさせていただく形になります。世帯の方が受給しないとチェックしない限りは支給対象というような形になってまいります。

○議長（北川広人） 9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） 世帯主の方が万が一亡くなった場合というのは、世帯主の方の口座に今回振り込まれますよということなんですけれども、基本亡くなった方の預貯金だとかを動かすというのが非常に時間がかかったりすると思うんですけども、そういったところは速やかに対応ができるのかどうかというのは銀行さん等確認をさせていただいているのか。

○議長（北川広人） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 今回申請等々の中で代理人申請というところの欄もございます。今おっしゃられたように、仮に世帯主の方が亡くなってしまった場合について、代理人の申請ということで、代理人の本人の確認書だとか、代理人の口座のほうに振り込むことも可能となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） ありがとうございます。じゃ、相続の扱いにはならないというようなことが何となく分かる気がします。

あともう1点、住所不定の方の取扱いというのはどういうふうになっているのかというのと、あとそういった情報の交換というのは近隣市となされていくのかどうか。

○議長（北川広人） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 住所不定者のお話ありました。こちらにつきましても昨日、国のほう、県を通じてですが、そういったような方についての取扱いについて御配慮をお願いしたいと

というような通知も頂いてございます。そういったところ、何らかの事情で27日時点、住民基本台帳に記載がない方につきましても、その後記載がされたというようなことになれば支給をしていくというような取扱いでしてくださいというような通知も来てございます。それについては近隣市とも、全国市町村とも連携をしてやっていくようにということがございますので、そのように対応していきたいと考えてございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（北川広人） 9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） すみません、あと最後に1点確認をさせていただきたいんですけども、今回この中小企業支援、それから、また特定の給付金、協力金等で結構莫大なお金が動く形になりますけれども、一旦市のほうが立替えをしていくのかなと思うんですが、国や県からいつごろ各自治体にお金が振り込まれてくるのか、そこら辺もちょっと教えておいていただければと思います。

○議長（北川広人） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） まず特別定額給付金給付事業のほうでございまして、こちら、現在国のほうから概算払いの請求の申請を必要であればしてくださいというような照会が来てございます。本市におきましては、5月15日ぐらいをめどに、先に概算払いである程度の金額を頂いて支払いをしようと考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G（田中秀彦） 新型コロナウイルス感染症対策協力金交付事業のほうの県からの歳入のところでございますが、こちらは5月7日に交付申請という手続を打ちまして、速やかにその概算払い請求というのを行います。その概算払い請求について各自治体からの多数の申込みがあるということで調整を図った結果、5月末まではお金を頂けるというふうに聞いております。

○議長（北川広人） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） 賛成討論を求めます。

16番、倉田利奈議員。

〔16番 倉田利奈 登壇〕

○16番（倉田利奈） 新型コロナウイルス感染症対策企業支援事業における今回の協力金について、県は市町村へ事前の相談もなく、財源は全額県が持つような印象を与えるマスコミ発表をしています。今後このように市町村との協調指揮とする場合は、事前に打診を行うように県に要請

すべきと考えます。

また、協力金は自治体が半分負担することから、それが分かるようにアナウンスをしていただきたいと思います。刈谷市では愛知県刈谷市新型コロナウイルス感染症対策協力金、西尾市では愛知県西尾市新型コロナウイルス感染症対策協力金という名目で運用が始まっております。今回の新型コロナウイルス感染症対策企業支援事業は、一日も早い協力金の給付を開始すべきです。たった1日給付が遅れたため、廃業せざるを得ない企業も出てくる可能性があります。犬山市では既に給付のための申請手続が始まっております。

また、県のホームページのリンク先を貼るだけではなく、少しでも分かりやすくホームページを作成している自治体もあります。西尾市ではホームページのトップに給付金、補助金のバナーがあり、そこをクリックすると企業向けの情報、市民向けの給付金の情報に分かれております。企業向けの情報をクリックすれば、どんな支援が受けられるか一覧となっており、企業としては大変助かるページとなっております。近隣市ではそれぞれの自治体が工夫してできる限りの情報を市民に伝えようとしていることが分かるのですが、高浜市のホームページではどこをどう見ればよいのかよく分からない状況です。高浜市のホームページが改正されましたが、市民からは分かりづらいという声が多く届いております。こうしたことから全国的に正規職員が少ないことで市民サービスがこうした緊急の場合、行き届いていかないのではないかと大変危惧をしております。緊急事態における自治体の迅速な対応のためにも、職員の適正な配置を行っていただくことを希望いたします。

以上、幾つかの問題点、また今後解決していただきたい点について意見を申し上げ、賛成いたします。

〔16番 倉田利奈 降壇〕

○議長（北川広人） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） 賛成討論を求めます。

15番、内藤とし子議員。

〔15番 内藤とし子 登壇〕

○15番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、日本共産党を代表して、令和2年第2回臨時会、議案第28号 一般会計補正予算（第2回）に対して賛成討論を行います。

新型コロナウイルス感染症による感染爆発と医療崩壊を食い止め、なりわいを守り抜くことが最優先の政治と責任と考え、今回の51億7,550万4,000円の計上してある補正予算に賛成いたします。一律1人10万円の現金給付はいち早く分かりやすい給付をとの世論の力が実現させたものだと考えます。新型コロナウイルス感染症対策企業支援事業について言えば、休業、営業時間短縮の要請期間について、知事が発表したときに要請期間まで時間が短か過ぎたと考えます。当初組

合加盟の組合員と言ひ、加盟していないから抗議が寄せられ、加盟していない方も含むと県のホームページに載せるなど、後手後手に回っています。また、高齢者が営業しているところなど、インターネットなど利用していないところもあり、弾力的に実施すべきと考えます。

緊急事態宣言の延長も見通されているところであり、なりわいを守り抜くためにも国に継続して給付を求めて討論を終わります。

[15番 内藤とし子 降壇]

○議長（北川広人） 反対討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（北川広人） 賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（北川広人） ほかに討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第28号 令和2年度高浜市一般会計補正予算（第2回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（北川広人） 以上をもって、本臨時会に付議されました案件全部を議了いたしました。

市長挨拶。

市長。

[市長 吉岡初浩 登壇]

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。

令和2年第2回高浜市議会臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

私どものほうから提案をさせていただきました議案1件につきまして、慎重に御審議をいただいた上、原案のとおり御可決を賜りまして、誠にありがとうございました。

審議の過程で頂きました御意見、御要望に関しましては、今後の執行の参考とさせていただきます。

議員の皆様には一層の御指導、御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

[市長 吉岡初浩 降壇]

○議長（北川広人） これをもって、令和2年第2回高浜市議会臨時会を閉会いたします。

本日は、議員各位の慎重なる御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。厚くお礼を申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

午前10時54分閉会

---